

# 石川県公報

令和2年12月4日

第13363号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効 (薬事衛生課)	1	○県道の供用の開始 (同)	3
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	1	○道路の占用を制限する区域の指定 (同)	3
○県統計調査の実施 (資源循環推進課)	2	○自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分の指定 (同)	4
○一般国道の区域の変更 (道路整備課)	2		
○県道の区域の変更 (同)	2		
○一般国道の供用の開始 (同)	3		
		○臨港地区内の分区の指定案の縦覧公告 (港湾課)	4

## 告 示

### 石川県告示第415号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

令和2年12月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 失効した知事指定薬物の名称

- メチル=3, 3-ジメチル-2-[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類
- 1-{2-メチル-4-[(E)-3-フェニルプロパ-2-エン-1-イル]ピペラジン-1-イル}ブタン-1-オン及びその塩類
- N,N-ジエチル-2-[[2-(4-イソプロポキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル]エタン-1-アミン及びその塩類

#### 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

#### 3 失効の日

令和2年11月29日

#### 4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

### 石川県告示第416号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和2年12月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	セクシーヘルパー 老いらくの欲情	新 東 宝 映 画
〃	聖なる犯罪者 (原題) CORPUS CHRISTI	ハ ー ク (ポーランド)

## 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

## 3 指定年月日

令和2年12月4日

## 石川県告示第417号

石川県統計調査条例(平成21年石川県条例第15号)第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。  
令和2年12月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 県統計調査の名称

石川県産業廃棄物排出量実態調査

## 2 県統計調査の目的

県内の産業廃棄物の発生及び処理の状況を詳細に把握し、廃棄物の適正処理の確保に資する基礎資料を得ることを目的とする。

## 3 県統計調査の対象とする範囲

産業廃棄物が発生することが予想される業種の事業所で、県内に所在するもの

## 4 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

## (1) 報告を求める事項

産業廃棄物の発生量及び処理状況並びに活動量指標(製造品出荷額等)

## (2) 基準となる期日又は期間

平成31年4月1日(月)から令和2年3月31日(火)まで

## 5 県統計調査の報告を求める者

調査対象として選定された者

## 6 県統計調査の報告を求めるために用いる方法

調査対象として選定された者に対して郵送で調査票を配布し、郵送で回収する方法で行う。

## 7 県統計調査の報告を求める期間

令和2年12月7日(月)から同月25日(金)まで

## 石川県告示第418号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和2年12月4日から同月18日まで縦覧に供する。

令和2年12月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦 覧 場 所	
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
4 1 5 号	羽咋市千石町ホ2番1地先から	旧	6.90~17.90	623.7	羽咋土木事務所 維 持 管 理 課
	羽咋市神子原町口8番2地先まで	新	10.50~32.10	623.4	

## 石川県告示第419号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和2年12月4日から同月18日まで縦覧に供する。

令和2年12月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所	
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
志賀田鶴浜線	羽咋郡志賀町上棚ト87番地先から	旧	21.40~48.48	48.6	羽咋土木事務所 維持管理課
	羽咋郡志賀町上棚ぬ29番1地先まで	新	24.12~49.42	48.6	

**石川県告示第420号**

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和2年12月4日から同月18日まで縦覧に供する。

令和2年12月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
415号	羽咋市千石町ホ2番1地先から 羽咋市千石町ハ34番1地先まで	令和2年12月4日	羽咋土木事務所 維持管理課

**石川県告示第421号**

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和2年12月4日から同月18日まで縦覧に供する。

令和2年12月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
志賀田鶴浜線	羽咋郡志賀町上棚ト87番地先から 羽咋郡志賀町上棚ぬ29番1地先まで	令和2年12月7日	羽咋土木事務所 維持管理課

**石川県告示第422号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、その関係図面は、令和2年12月4日から同月18日まで縦覧に供する。

令和2年12月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

**1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所**

道路の種類	路線名	占 用 を 制 限 す る 区 域	関係図面の縦覧場所
一般国道	415号	羽咋市千石町ホ2番1地先から 羽咋市千石町ハ34番1地先まで	羽咋土木事務所維持管理課
県 道	志賀田鶴浜線	羽咋郡志賀町上棚ト87番地先から 羽咋郡志賀町上棚ぬ29番1地先まで	〃

**2 制限の対象とする占用物件**

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

- 3 占用を制限する理由  
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の期日  
令和2年12月4日

**石川県告示第423号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分を指定する。

なお、その関係図面は、令和2年12月4日から同月18日まで縦覧に供する。

令和2年12月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	指定する期日	関係図面の縦覧場所
県道	金沢田鶴浜線	羽咋郡志賀町上柵ぬ29番27地先から 羽咋郡志賀町上柵ぬ29番24地先まで	令和2年12月7日	中能登土木 総合事務所 のと里山海道課

**公 告****臨港地区内の分区の指定案の縦覧公告**

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、金沢港の臨港地区内において分区を次のとおり指定したいので、その関係図書を令和2年12月4日から同月18日まで縦覧に供する。

令和2年12月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

分区の種類	分区を指定する土地の区域	縦覧場所
商港区	金沢市戸水町、御供田町、近岡町、大野町新町及び湊3丁目の各一部	石川県土木部港湾課
工業港区	金沢市戸水町、大野町新町、大野町4丁目、栗崎浜町及び栗崎町4丁目の各一部	〃
漁港区	金沢市無量寺町の一部	〃
クルーズ港区	金沢市無量寺町及び戸水町の各一部	〃